給付金の支給手続について

1. 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から朝日町にお住まいの場合

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で当町の住民基本台帳に記録されている<u>対象となる世帯へ2月上旬に</u> 確認書を送付します。
- ・確認書には特別定額給付金(1人10万円)給付の際に支給した口座を記載する予定となっていますので、下記確認事項(口座番号や支給要件に誤りがないか)を確認して、当町の窓口に返送または直接ご提出ください。

【確認事項】

- (1) 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- (2) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと ※確認書の提出期限は令和4年4月28日です。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に朝日町に転入した方がいる場合

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、**添付書類**(本人を確認できる書類の写し、及び令和3年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する令和3年度住民税非課税証明書の写し(該当する方全員分)他) とともに当町の窓口に郵送または直接ご提出ください。
- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。
- ※申請期限は令和4年9月30日です。

2. 令和3年1月以降の家計急変世帯

- ・申請時点で当町の住民基本台帳に記録されている世帯が対象となります。
- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、<u>添付書類</u>(本人や世帯の状況を確認できる書類の写し、及び令和3年中の収入の見込額又は任意の1か月の収入の状況を確認できる書類の写し他) <u>とともに当町の窓口に郵送また</u>は直接ご提出ください。
- ※令和3年中の収入に基づく令和4年度分の住民税均等割の課税決定以降に、令和3年1月以降12月までの収入に基づき申請する場合には、その課税決定の内容により判定します。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺 罪)に問われる場合があります。

- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。
- ※申請期限は令和4年9月30日です。

問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9時~20時

保険福祉課

「臨時特別給付金」特設窓口

377-5659

受付時間 平日8時30分~17時15分

